

# 公正で明るい選挙を推進します 選挙管理委員会紹介

選挙管理委員会は、選挙が公正・適正に行われるように、選挙事務を管理する機関として設置されています。委員は、議会で選挙された4人で構成されており、任期は4年間です。  
6月議会定例会で選任された委員の皆さんを紹介します。(敬称略)



委員長 (再任)  
宮田 義久(吉田三)

この度、二期目の委員長を務めることになりました。永年の経験を活かし明るい選挙を目指して頑張りますので、有権者の皆さまどうぞよろしくお願ひします。



副委員長 (再任)  
神毛 信(喜多)

選挙管理委員会は、選挙が適正に行われるよう、しっかり管理しなければなりません。有権者の皆さまには投票率の向上をお願いします。



委員 (再任)  
長崎 護(中松二)

南阿蘇村選挙管理委員会委員二期目を迎え、心引き締まる思いです。誠心誠意努めてまいります。



委員 (新任)  
佐藤 春生(第七駐在)

選挙管理委員会補充員の経験を活かし、有権者の皆さまの自由な意思によって、公正かつ適正な選挙が行われるよう努めます。

## 地下水を採取する場合は届出または許可申請が必要です

〈お問い合わせ〉  
県環境生活部環境局環境立原推進課  
Tel 096(333)2272

家庭や職場の地下水を採取しようとする人は、井戸の所在地・ポンプ等の大きさによって、県知事への届け出または、許可申請をしなければなりません(県地下水保全条例)。届け出をしていない人は、速やかに手続きをお願いします。

### 地下水採取に関する規制の対象要件

項目 地域名	規制の対象要件		規制の種類
	揚水機/ 自噴井戸	揚水機の水の吐出口断面積 /井戸の吐出口断面積	
重点地域 ※1	揚水機	6㎢(直径約2.8cm)超～ 19㎢(直径約5cm)以下	届出
	自噴井戸※3	19㎢超(注)	許可
指定地域 ※2	揚水機	6㎢超～125㎢(直径約 12.8cm)以下	届出
		125㎢超(注)	許可
その他 地域	揚水機	50㎢(直径約8cm)超～ 125㎢以下	届出
		125㎢超(注)	許可

(注) 地下水を田畑等のかんがいに使用する場合は、許可ではなく届け出が必要です。

※未届・未許可で地下水を採取した場合は罰則が適用されることがあります。

#### ※1 重点地域

指定地域の中で、特に地下水の水位が低下している次の地域。

熊本市・菊池市(旧泗水町・旧旭志村)・宇土市・合志市・大津町・菊陽町・西原村・御船町・嘉島町・益城町・甲佐町

#### ※2 指定地域

地下水採取に伴う障害が生じたり、生じるおそれがある地域。

熊本周辺地域  
山鹿市(旧山鹿市・旧鹿本町・旧鹿央町の市域)・菊池市(旧菊池市・旧七城町の市域)

#### 八代地域

八代市(旧八代市・旧千丁町・旧鏡町の市域)・宇城市(旧松橋町・旧小川町の市域)・氷川町

#### 玉名・有明地域

荒尾市・玉名市・玉東町・長洲町  
天草地域

天草市(旧本渡市・旧五和町の市域)  
※右記関係市町村は、※1の重点地域に該当する区域を除いています。

※3 重点地域においては、吐出口の断面積が19㎢(直径約5cm)を超える自噴井戸についても届け出が必要です。

※自噴井戸とは、動力(揚水機)を用いずに地下水を採取する井戸